

衛星移動パケット通信端末等の接続の技術的条件

(平成 12 年 1 月 5 日 研企共第 643 号)

(目的)

第 1 条 この条件は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 52 条第 1 項、第 70 条第 1 項及び端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 35 条（同規則第 36 条で準用する場合を含みます。）の規定に基づき、衛星移動パケット通信端末等の接続の技術的条件を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条件で使用する用語の解釈については、次の定義に従います。

(1) 衛星移動パケット通信用設備

デジタル方式により通信衛星を利用して、主としてデータを伝送交換する電気通信役務の用に供する電気通信回線設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するもの。

(2) 衛星移動パケット通信端末等

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの衛星移動パケット通信用設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備。

(3) フォワードリンクパケットチャネル

衛星移動パケット通信用設備と衛星移動パケット通信端末等の間に設定され、制御信号又はデータの伝送に使用するフォワードリンク通信路。

(4) リターンリンク制御チャネル

衛星移動パケット通信用設備と衛星移動パケット通信端末等の間に設定され、制御信号の伝送に使用するリターンリンク通信路。

(5) リターンリンク通信チャネル

衛星移動パケット通信用設備と衛星移動パケット通信端末等の間に設定され、主にデータ伝送に使用するリターンリンク通信路。

(基本機能)

第 3 条 衛星移動パケット通信端末等は、次の機能を備えていなければなりません。

- (1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。
- (2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。
- (3) 通信を終了する場合にあつては、パケットチャネルを切断する信号を送出するものであること。

(送信タイミング)

第4条 衛星移動パケット通信端末等は、送信を行う場合にあっては、次の条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければなりません。

- (1) 標準送信タイミング（タイムアラインメント制御が行われていない場合の送信タイミングをいう。以下同じ。）は、同期ワードを検出した時点から 848 シンボル後に先頭シンボルの送信を開始するものとする。
- (2) 送信タイミングの偏差は、0 シンボルから (+) 1 シンボル（標準送信タイミングに対して 1 シンボル遅れて送信することをいう。以下同じ。）までの範囲にあるものとする。なお、第2章において 1 シンボルはシンボルレート 11ks/s のシンボル周期とする。

(ランダムアクセス制御)

第5条 衛星移動パケット通信端末等は、次の条件に適合するランダムアクセス制御（複数の衛星移動パケット通信端末等からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することをさけるために各衛星移動パケット通信端末等がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。以下同じ。）を行う機能を備えなければなりません。

- (1) 上記第4条で示される送信タイミングにより送信を行う。
- (2) 送信を行った後、3 秒以内に部分エコービットおよび送信した CRC チェックビットとを比較しこれが一致した場合に於て、リターンリンク通信チャネルの割り当てを意味する無線チャネルを指定する信号が受信された場合に限り、そのリターンリンク通信チャネルを用いて残りの信号を順次送信する。
- (3) (2)に於て部分エコービットおよび送信した CRC チェックビットとを比較しこれが一致したうえで、3 秒以内に無線チャネルを指定する信号を受信できない場合にあっては、25 フレーム以下の不規則な遅延時間の後に、再び(1)および(2)の動作を行うものとする。但し、この再実行回数は 4 回を越えてはならない。

(タイムアラインメント制御)

第6条 衛星移動パケット通信端末等は、次の条件に適合するタイムアラインメント制御（衛星移動パケット通信端末等が、衛星移動パケット通信用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。以下同じ。）を行う機能を備えなければなりません。

- (1) 衛星移動パケット通信端末等の送信タイミングは、衛星移動パケット通信用設備から指示された値に従い調整するものとする。
- (2) (1)に定める送信タイミングの調整は標準送信タイミングに対して 0 シンボルから (-) 200 シンボル（標準送信タイミングに対して 200 シンボル早く送信することをいう。）までの範囲で行うものとする。

(端末設備等規則の準用)

第7条 衛星移動パケット通信端末等については、端末設備等規則第22条及び第25条から第29条までに規定する機能と同等の機能を備えなければなりません。

(特殊な衛星移動パケット通信端末等)

第8条 衛星移動パケット通信端末等で、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、端末設備等規則第29条第1号の規定を適用しません。

附 則 (平成12年1月5日 研企共第643号)

(施行期日)

この条件は平成12年1月31日から実施します。

附 則 (平成16年4月12日 研企第62号)

(施行期日)

この条件は平成16年4月21日から実施します。

附 則 (平成21年10月17日 研推第489号)

(施行期日)

この条件は平成21年10月30日から実施します。

附 則 (平成24年4月25日 研推第86号)

(施行期日)

この条件は平成24年5月22日から実施します。